

光市の地番・家屋番号の変更を行います (山口地方法務局からのお知らせ)

山口県では、明治時代に宅地農耕地等に1番から順に地番(耕地番)が付されるとともに、山林原野等にも同様に1番から順に地番(山地番)が付されたことにより、重複地番が多数存在しています。

山口地方法務局では、皆様の不動産に関する権利を保全し、円滑で安全な取引を図るため、山口県内全域で重複地番の解消を図っています。

1 実施地区

光市(大字牛島, 大字室積村, 大字立野, 大字小周防, 大字光井, 大字三井, 大字島田, 大字浅江)です。

2 地番の変更の方法

重複地番の一方を10000番台又は20000番台に変更します。

例① 1番→10001番

例② 123番→10123番

※ 家屋番号も同じ方法で変更します。

3 地番変更の実施時期 平成30年8月27日

4 地番・家屋番号変更の通知

地番変更をした土地・建物の所有者の方には、地番変更の実施後(9月下旬)に、地番・家屋番号変更の通知を郵送します。

平成30年度と平成31年度の2か年で、光市全地域の重複地番の解消を行います。

御不明な点などございましたら、以下までお問い合わせください。

なお、本通知は、平成30年7月時点の登記情報に基づいて送付しています。

〒753-8577 山口市中河原町6番16号

山口地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室

電話 050-3381-8756 (直通IP電話)

(平日8:30~17:15)